

付編 1 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

羽曳野市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があることから「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する災害からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおり。

1 羽曳野市

部名	事務又は業務
共通事項	1 災害対策本部の指示に基づく他部への職員派遣に関する事 2 所管する協定等に基づく災害対応に関する事 3 部内での連絡調整及び本部との連絡に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事 5 所管施設の被害状況の情報収集及び応急対策に関する事 6 各部における災害対応記録に関する事 7 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関する事 8 復興計画等に関する事
本部 (事務局：危機管理部)	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 2 災害対策本部会議に関する事 3 災害対策に係る総合調整に関する事 4 避難指示等の発令に関する事 5 被害状況のとりまとめ及び報告書作成に関する事 6 災害救助法の適用に関する事 7 国・自衛隊・大阪府への要請、他自治体等との相互協力及び民間協力団体等への協力要請に関する事 8 気象状況の収集に関する事 9 罹災証明及び住家被害認定調査にかかる総合調整に関する事 10 災害に関する文書の集約に関する事 11 被災者生活再建支援制度に関する事

市長公室	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 災害状況の写真記録に関すること。 5 職員の健康管理に関すること。
総務部	1 災害時における庁舎の臨時的な使用等に関すること。 2 災害応急対策に係る車両の確保、配車及び輸送に関すること。 3 各公共施設の被害状況及び災害応急対策のとりまとめに関すること。 4 財産区財産及び法定外公共物の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害応急対策に係る物品、資機材等の調達及び工事等の契約に関すること。 6 災害応急対策に係る緊急予算措置に関すること。 7 災害関係経費のとりまとめに関すること。 8 罹災証明書（火災を除く）等の発行に関すること。 9 災害に係る住家等の被害認定調査に関すること。 10 通信ネットワーク・電子計算機の被害調査及び応急措置に関すること。
出納室	1 災害関係費の収支に関すること。 2 義援金品、見舞金等の受付及び保管に関すること。
市民人権部	1 被災者からの相談・問い合わせ等に関すること。 2 外国人への災害情報の提供及び伝達に関すること。 3 自治会及び町会等との連絡調整等に関すること。 4 大阪府・関係機関等からの災害応急用食料・生活必需物資等の調達及び避難所等への配分に関すること。
保健福祉部	1 災害見舞金及び災害弔慰金等に関すること。 2 要配慮者の救援及び救護対策に関すること。 3 避難行動要支援者対策に関すること。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等への協力要請に関すること。 5 医療救護所の設営等に関すること。 6 医療救護班の編成と医療救護活動に関すること。 7 医療用資器材等の調達に関すること。 8 被災者の健康対策及び心のケア対策に関すること。 9 避難所における避難者の健康管理に関すること。 10 防疫対策に関すること。（衛生） 11 遺体対策に関すること。 12 民生委員及び児童委員等の連絡調整に関すること。 13 災害ボランティアの受け入れ及び連絡調整等に関すること。 14 社会福祉協議会との連絡等に関すること。 15 福祉避難所の運営に関すること。

こどもえがお部	1 応急保育に関すること。 2 園児の安否確認、保護、健康管理に関すること。 3 災害時のこども支援等に関すること。
土木部	1 道路、橋梁、公園等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 道路啓開、通行規制等の交通対策に関すること。
下水道部	1 河川・土砂災害警戒区域等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 羽曳野市上下水道震災対策本部の所掌事務に関すること。
都市魅力部	1 ため池、水路等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 清掃施設等の被害調査に関すること。 3 災害廃棄物の収集及び処理計画に関すること。 4 廃棄物処理業者の指導及び連絡調整に関すること。 5 し尿処理等に関すること。 6 防疫対策に関すること。（消毒、駆除）
都市開発部	1 住宅対策の総合調整及び管理に関すること。 2 被災建物・宅地の応急危険度判定調査に関すること。 3 被災建築物に対する指導・相談に関すること。 4 応急仮設住宅の計画及び建設等に関すること。 5 市有施設の応急対策に関すること。 6 被災者の公共住宅等への一時入居に関すること。 7 復興計画等に関すること。
教育委員会	1 児童・生徒の避難計画に関すること。 2 応急教育等の実施及び対策に関すること。 3 学用品等の調達に関すること。 4 児童・生徒の安否確認、保護、健康管理に関すること。 5 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 6 指定避難所の運営等に係る連絡調整に関すること。 7 被災者への炊き出し給食業務に関すること。 8 教職員の被災状況の把握等に関すること。 9 教職員への応援要請に関すること。 10 世界遺産の構成資産の現況確認等に関すること。
行政委員会	1 本部からの特命事項等に関すること。
水道局	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の復旧に関すること。 3 羽曳野市上下水道震災対策本部の所掌事務に関すること。 4 送・受水に関すること。
避難所開設班	1 指定避難所の開設、管理、運営に関すること。
支所	1 西部対策基地に関すること

2 柏原羽曳野藤井寺消防組合

機関名	事務又は業務
柏原羽曳野藤井寺 消防組合	・ 防災に関する教育及び訓練に関すること。 ・ 防災資機材の整備点検に関すること。 ・ 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 ・ 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。 ・ 要救助被災者の救急、救助に関すること。 ・ 傷病者の救急搬送に関すること。 ・ その他、羽曳野市防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること。

3 消防団

機関名	事務又は業務
消防団	・ 消防団員の教育及び訓練に関すること。 ・ 消防資機材の整備、備蓄に関すること。 ・ 消防活動の実施に関すること。 ・ 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 ・ 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。 ・ 要救助被災者の救出、救助に関すること。 ・ 避難及び救護の協力に関すること。 ・ 防火・防災思想の普及に関すること。

4 柏羽藤環境事業組合

機関名	事務又は業務
柏羽藤環境 事業組合	・ 災害時におけるごみ、災害廃棄物等の収集処理に関すること。 ・ 災害時におけるし尿の処理に関すること。

5 大阪府

機関名	事務又は業務
大阪はびきの医療セン ター	・ 大阪府地域防災計画による特定診療災害医療センター業務に関すること。
富田林 土木事務所	・ 河川の整備に関すること。 ・ 水防に関すること。 ・ 土砂災害の防止に関すること。 ・ 道路の整備に関すること。 ・ 道路交通の確保に関すること。 ・ 災害危険度判定調査の促進に関すること。 ・ 防災都市づくり計画の推進に関すること。 ・ 都市の復興に関すること。 ・ 都市公園の整備に関すること。 ・ 土木施設の緑化に関すること。

機関名	事務又は業務
	・公共土木施設等の二次災害の防止に関すること。 ・斜面判定制度に関すること。 ・災害復旧事業に係わる市町村指導に関すること。 ・防災知識の普及・啓発に関すること。
南河内 農と緑の 総合事務所	・自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること。 ・森林の防災に関すること。 ・治山事業の推進に関すること。 ・山地災害危険地の把握に関すること。 ・林野火災対策に関すること。 ・復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること。 ・ため池防災に関すること。 ・土地改良事業に関すること。 ・農林水産施設の防災計画に関すること。 ・農地防災対策に関すること。 ・地すべり防止法に基づく区域指定に関すること。 ・農作物及び家畜の防疫等に関すること。 ・動物の保護等に関すること。 ・耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。 ・応急救助用食料の確保、調達に関すること。 ・農林災害復旧補償に関すること。 ・被災農林業者に対する災害融資に関すること。 ・地盤沈下対策に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 ・飲食物の摂取制限等に関すること。
大阪府藤井寺保健所	・地域災害医療本部を設置し、災害時における保健衛生対策・医療救護活動に関する調整、市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関すること。 ・災害時の医療体制の整備及び連絡調整に関すること。 ・毒物・劇物の災害予防に関すること。 ・食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。
南部家畜保健衛生所	・家畜伝染病の予防や畜産農家に対する衛生管理・飼養技術指導等に関すること。

6 大阪府警察（羽曳野警察署）

機関名	事務又は業務
羽曳野警察署	・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 ・被災者の救出救助及び避難指示に関すること。 ・交通規制・管制に関すること。 ・広域応援等の要請・受け入れに関すること。 ・遺体の検視（見分）等の措置に関すること。 ・犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。 ・災害資機材の整備に関すること。

	・羽曳野市の防災会議及び災害対策本部に関すること。 ・羽曳野市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 ・緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 ・消防活動及び水防活動の実施に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・住民の防災活動の促進に関すること。
--	---

7 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
羽曳野労働基準監督署	・工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。 ・災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること。 ・災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること。 ・災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること。 ・労働者の災害補償に関すること。 ・離職者の早期再就職等の促進に関すること。 ・雇用保険の失業等給付に関すること。 ・労働力の確保に関すること。
近畿農政局 (大阪府拠点)	・応急用食料品及び米穀の供給に関すること。
大阪管区气象台	・観測施設等の整備に関すること。 ・防災知識の普及・啓発に関すること。 ・災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。 ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 ・府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

8 自衛隊

機関名	事務又は業務
自衛隊 (陸上自衛隊第3師団)	・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 ・災害派遣に関すること。 ・緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

9 関西広域連合

機関名	事務又は業務
関西広域連合	・大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること。 ・大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること。

	・大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事。 ・大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関する事。
--	--

10 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 (藤井寺郵便局)	・災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事。 ・災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。
西日本電信電話株式会社等 KDD I 株式会社 (関西総支社) ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	・電気通信施設の防災管理に関する事。 ・応急復旧用通信施設の整備に関する事。 ・津波警報、気象警報の伝達に関する事。 ・災害時における重要通信確保に関する事。 ・災害関係電報・電話料金の減免に関する事。 ・「災害用伝言ダイヤル」又は「災害用伝言板サービス」の提供に関する事。
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	・電力施設の整備と防災管理に関する事。 ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事。 ・災害時における電力の供給確保に関する事。 ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。
大阪ガス株式会社	・ガス施設の整備と防災管理に関する事。 ・災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。 ・災害時におけるガスの供給確保に関する事。 ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
近畿日本鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関する事。 ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。 ・災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。 ・災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。 ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。
西日本高速道路株式会社 社関西支社 (阪奈高速道路事務所)	・市内の高速道路施設の防災対策及び施設の応急復旧等に関する事。
大和川右岸 水防事務組合	・水防団員の教育及び訓練に関する事。 ・水防資機材の整備・備蓄に関する事。 ・水防活動の実施に関する事。

機関名	事務又は業務
日本放送協会 (大阪放送局)	・ 防災知識の普及等に関すること。 ・ 災害時における放送の確保対策に関すること。 ・ 緊急放送・広報体制の整備に関すること。 ・ 気象予警報等の放送周知に関すること。 ・ 指定避難所等への受信機の貸与に関すること。 ・ 社会奉仕団体等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・ 災害時における広報に関すること。 ・ 災害時における放送の確保に関すること。 ・ 災害時における安否情報の提供に関すること。
各民間放送株式会社	・ 防災知識の普及等に関すること。 ・ 災害時における広報に関すること。 ・ 緊急放送・広報体制の整備に関すること。 ・ 気象予警報等の放送周知に関すること。 ・ 社会奉仕団体等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
日本赤十字社 (大阪府支部)	・ 災害医療体制の整備に関すること。 ・ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。 ・ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。 ・ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 ・ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。 ・ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。 ・ 救援物資の備蓄に関すること。

1.1 市長が認める行政機関

機関名	事務又は業務
宮内庁書陵部 古市陵墓監区	・ 陵墓の防災管理に関すること。 ・ 災害時の陵墓の復旧事業の推進に関すること。

1.2 市の区域内の公共的団体等

機関名	事務又は業務
町会・自治会	・ 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること。 ・ 災害時における避難・救助活動の協力に関すること。 ・ 自主防災に関すること。
羽曳野市医師会、羽曳野市 歯科医師会、羽曳野市薬剤 師会	・ 医療、助産等救護活動の実施に関すること。 ・ 救護活動に必要な医薬品及び医療資器材の提供に関すること。
羽曳野市 社会福祉協議会	・ 災害時における災害時要援護者対策に関すること。 ・ 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること。 ・ 災害復旧・復興時における相談、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関すること。
羽曳野市 赤十字奉仕団	・ 医療等・救助・救護活動の協力に関すること。 ・ 被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること。 ・ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。 ・ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
大阪南農業協同組合	・ 農作物及び共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 ・ 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・ 被災農家に対する融資のあっせんに関すること。 ・ 被災農家に対する生産資機材、生活資材等の確保及びあっせんに関すること。 ・ 米穀等災害時における農産物の確保、需給調整に関すること。
水利組合	・ ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。 ・ ため池等の施設の被害調査に関すること。 ・ 湛水防除に関すること。 ・ ため池等の施設の復旧事業の推進に関すること。
羽曳野市商工会	・ 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ・ 災害救助用及び復旧資材の確保についての協力に関すること。 ・ 被災事業者に対する融資及びあっせんに関すること。
羽曳野市 婦人防火クラブ	・ 初期消火活動に関すること。 ・ 消防に関する広報活動等に関すること。
羽曳野市婦人団体協議会 老人クラブ連合会等 文化事業団体	・ 市が行う防災及び応急対策に関する事務又は業務への協力に関すること。 ・ 被災者の救助活動の協力に関すること。

機関名	事務又は業務
交通安全協会	・市が行う交通対策の協力に関すること。
各バス・タクシー会社 トラック運送会社等	・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。 ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。 ・復旧資材等の輸送協力に関すること。
アマチュア無線 クラブ等	・災害時における緊急通信への協力に関すること。

1.3 防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
病院、保健、福祉施設の 管理者	・施設の防災管理及び入院者、入所者等の安全確保に関すること。 ・災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること。
学校、幼稚園、 保育園等の管理者	・施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関すること。 ・災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること。
危険物関係の 取扱い施設の管理者	・施設の防災管理に関すること。 ・災害時における危険物の保安措置に関すること。
劇場、店舗、旅館等不 特定多数の者が出入り する施設の管理者	・施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること。
その他の防災上重要な 施設の管理者	・前記に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること。

(注) 防災関係機関等が直接管理する庁舎等の施設に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧については、全ての機関に該当するので、ここでは掲載していない。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄しておくものとする。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

重要物資備蓄目標量

(避難所避難者数)	上町断層帯地震B (12,644人※1)	南海トラフ巨大地震 (1,281人※2)
項 目	目 標 量	目 標 量
食料	22,760 食	6,917 食
高齢者用食	1,138 食	346 食
毛布	12,644 枚	1,281 枚
育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む。）	9,205 g	2,798 g
哺乳瓶	142 本	15 本
乳児・小児用おむつ	1,265 枚	385 枚
大人用おむつ	253 枚	77 枚
簡易トイレ	64 基	7 基
生理用品	1,233 枚	375 枚
トイレットペーパー	47,415m	14,412m
マスク	6,322 枚	1,922 枚

※1：「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」（大阪府 平成19年3月）の罹災者と避難所生活者の想定結果の値

※2：南海トラフ巨大地震「大阪府域の被害想定について(人的被害・建物被害)市区町村別表」（大阪府 平成25年10月）の発災1日後の避難所避難者の値

- (2) 市は、大阪府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

その他の物資の確保

- ① 精米、即席麺等の主食
- ② 液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）
- ③ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ④ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ⑤ 被服（肌着等）
- ⑥ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- ⑦ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑧ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ⑨ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- ⑩ ブルーシート、土のう袋
- ⑪ 仮設風呂・仮設シャワー
- ⑫ 簡易ベッド、間仕切り等
- ⑬ 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- ⑭ 棺桶、遺体袋 等

（3）市は、管轄区域内の居住者、公私の団体及び旅行者やドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、大阪府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置

市は、大阪府に対し、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- （1）防災関係機関は、地震が発生した場合において、羽曳野市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- （2）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

市で締結済みの相互応援協定等

協 定 等	協定自治体等
大阪府中ブロック消防相互 応援協定 (資料編 資料3 参照)	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井 寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原 羽曳野藤井寺消防組合

協 定 等	協定自治体等
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定 （資料編 資料4 参照）	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、奈良県広域消防組合
災害相互応援協定 （資料編 資料5 参照）	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
三市災害相互応援協定 （資料編 資料6 参照）	奈良県橿原市、和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市

2 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第3師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- （1）災害の情報及び派遣を要請する事由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域
- （4）その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、第3部災害応急対策計画 第1章 第2節「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。

3 緊急消防援助隊の出動要請

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式のより速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は鉄道事業者等関係者との連携体制を確立する。
- 3 市は、大阪府が関西広域連合と連携して確立する主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを踏まえて、市民に対し適切な情報提供を図る。
- 4 市は、大阪府と連携し、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策を進めるものとする。

第3章 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等

- 1 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 3 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、傷病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 市長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織、避難支援者等が連携して行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 4 市は、大阪府及び社会福祉協議会等と連携して、被災した外国人に対して外国語による情報提供や相談活動を実施するボランティア員等を確保し、外国人に対する支援活動体制の確立に努める。
また、市は、外国人旅行者の被災が確認された場合には、外務省に連絡する。
- 5 避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
 - ① 収容施設への収容
 - ② 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ③ その他必要な措置
 - (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ① 流通在庫の引き渡し等の要請
 - ② 大阪府に対し、府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ③ その他必要な措置
- 6 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 7 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロール等の警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。
市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

第2 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時においては、消火活動を優先する。
 - (1) 避難誘導
 - (2) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
 - (3) 救助、救急等
 - (4) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の警防規程に定めるところによる。

第3 水道、電気、ガス、通信

1 水道

円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置

2 電気

電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化等電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

3 ガス

ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

第4 交通対策

1 道路

市、大阪府公安委員会及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画するものとする。

第5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 学校等にあつては、
 - ア 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - イ 地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受け入れ方法等
- ② 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じるものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 施設整備等の整備方針

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 施設整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
「緊急時給水拠点確保事業」、「備蓄倉庫の整備」、「消防車両の購入」を実施予定。
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路整備
- 7 通信施設の整備
- 8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

第5章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日、津波等による広域災害を想定した訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、大阪府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なく、かつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部課、各機関ごとに行うものとする。

防災教育の内容は、次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 防災上重要な施設管理者に対する教育

大阪府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、大阪府及び市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

4 相談窓口の設置

市及び大阪府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

大阪府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- （1）後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- （2）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- （3）行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

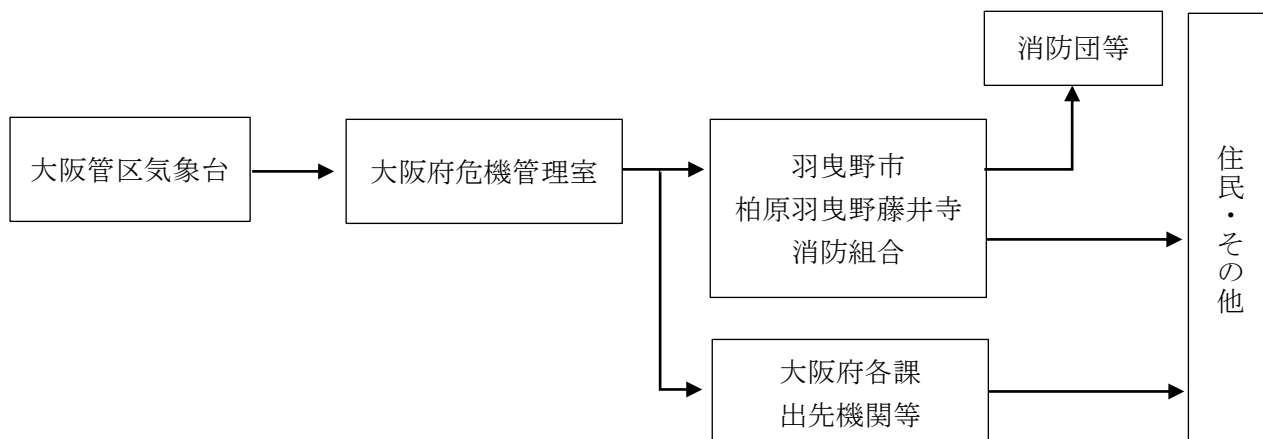
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 k m 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1 週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- （1）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- （2）行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

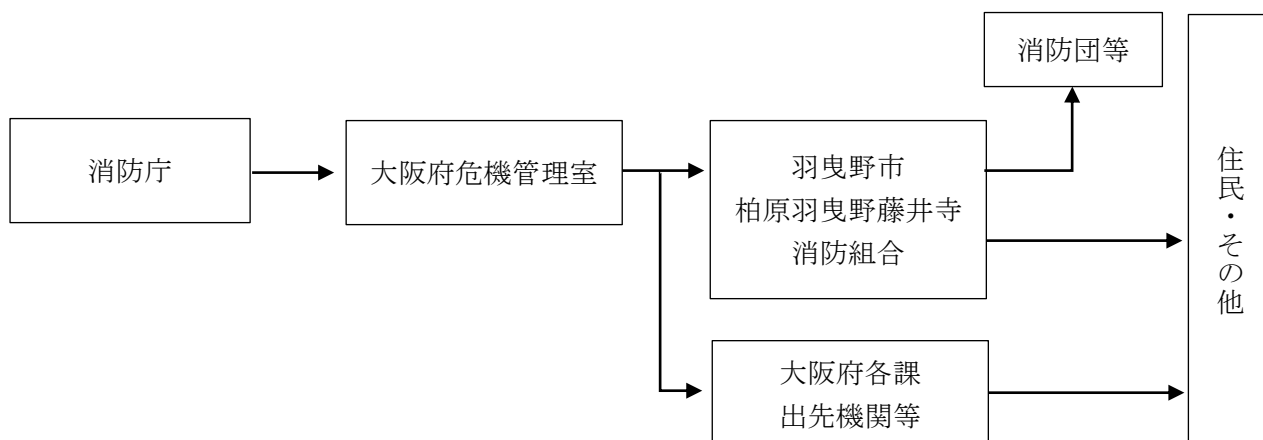
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- （2）国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容